

【様式 02】 高大連携公開講座シラバス

* 科目 No.	21215
----------	-------

1. 開設大学	広島大学 大学院人間社会科学 研究科実務法学専攻		開催方法	■対面（東千田キャンパス）	
				■オンライン（同時・録画）	
2. 科目名	やってみよう「法的思考」で身近な問題の解決				
	学問分野	番号	21	名称	法学
3. 担当教員	田村 耕一、神野 礼斉、山田 幸（以上3名人間社会科学研究科実務法学専攻） 広島県弁護士会所属の弁護士				
4. 開講期間（曜日） 開講時間	令和 5 年 9 月 2 日（土） 13 時 00 分 ～ 16 時 40 分 （60 分 × 3 回）				
5. 募集定員	対面 30 人				
6. 科目内容・ 授業計画	<p>・高校2年生が親に内緒でネックレスを買ったが、後からやっぱり返品したいと考えた、どう行動すればよいのだろうか？</p> <p>・メールでネットのサイト利用料の請求が来た。どうも債権回収業者のようだ。よく分らないのだが、払わなければならないのだろうか？</p> <p>・隣の家から桜の木の枝が自分の家の敷地内まで伸びてきている。勝手に切っても大丈夫なのだろうか？</p> <p>・身内の人が亡くなったのだが、相続や財産分与はどうすればよいのだろうか？</p> <p>以上のような身近に起る具体的な問題は、最終的には法律の条文に基づいて判断されることとなります。</p> <p>法律には、主張する側は何を主張すれば良いのか、それに対して反論する側は何を主張すれば良いのか、が書いてあります。したがって、例えば「未成年者には取消権があって保護される」という結論だけを知っていても、何も実現することはできません。自らが、具体的に主張し、かつ、相手の反論に応えなければ、利益保護の実現をすることはできないのです。</p> <p>そこで、この講座では、身近で具体的なトラブルにつき、関係する条文の説明を受けた後に、実際に自分が条文を使ってトラブルを解決してみることで、法的な思考法的一端に触れてみます（刑罰は扱いません）。また、進め方として、一方的な講義ではなく、参加者全員で条文の具体的な使い方を考えてみます。法学部に興味のある方の参加はもちろん、ディベートにも役立つ内容になっています。実際の弁護士からの解説もあります。また、弁護士への質問コーナーも予定しています。</p>				
7. 受講料	無料				
8. 別途負担費用	（テキスト代・実習料等） なし				
9. 開講条件※1 あり・ない	① 最少開講人数（ 5 人）定員超過の不許可は選考により決定				
	② 不許可・不開講通知日 （7月9日（金）以前の開講科目は3月末まで／7月10日（土）以降の開講科目は6月末まで）				
10. その他特記事項	<p>受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと オンライン（同時・録画）の使用ソフトなど</p> <p>・令和3年度の科目と同内容です。</p> <p>・オンライン参加の場合は画面の大きさの関係でタブレットかPCを準備して下さい。対面またはオンラインの希望を推薦名簿の備考欄に必ずご記入ください。</p>				
11. 開設大学への 交通手段	<a href="http://www.enica.jp/">http://www.enica.jp/</a> →広島大学→交通アクセス→東千田キャンパス				

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。  
コロナ禍の影響により、対面講座の不開講・休講またはオンライン（同時・録画）へ変更になる場合があります。